

## ミチノクフクジュソウ保護推進指針

### 1 種の概要等

ミチノクフクジュソウ (被子植物門双子葉類離弁花群 キンポウゲ科)

*Adonis multiflora* Nishikawa et Koji Ito

岡山県版レッドデータブック 2009 絶滅危惧 I 類

環境省第4次レッドリスト 準絶滅危惧

#### (1) 生育情報

花時、高さ10～15cmになる多年草。葉は互生、3～4回羽状に細かく分裂する。3～4月に開花し、1茎に数個の黄花をつける。果期には茎の高さが20～25cmになる。がく片は花弁に比べ短く、花茎は中空であるなどの特徴がある。

#### (2) 分布状況

岡山県内では4カ所の自生地が知られ、いずれも日当たりの良い斜面草地に生える。国内では東北地方、関東地方、中部地方、中国地方、九州地方から報告がある (Kaneko et al. , 2005) 。

#### (3) 存続を脅かす要因

管理放棄、業者・マニア採取、草地開発、動物食害

#### (4) 指定理由等

##### ①指定理由

残された自生地は傾斜のある管理草地に限られており、生育環境の維持・改善を図る必要がある。また生育地が極めて限定的であり、個体数も少ないため、採取・乱獲等の防止策を講じる必要がある。

##### ②指定年月日

平成21年4月14日

参考文献：岡山県版レッドデータブック 2009 植物編

### 2 保護の目標

生育地としては川の土手、棚田の畦畔、林縁の管理草地、栗園の林床、夏緑樹林の林床など様々であるが、残された生育地は傾斜のある管理草地に限られており、引き続き生育環境の維持・改善を図る必要がある。また採取・乱獲等の防止策を講じることにより、安定的に存続できる状態になることを目標とする。

### 3 保護の推進に関する方針

#### (1) 生育状況等の把握・モニタリング

- ・本種は多年草であるが背丈が低く産地が限られているため、植生遷移等により個体群が衰退している。よって生育地点、生育株数の現状及び増減、生育地の植生遷移、生育状況、生育環境等に関する調査を継続して行い、情報の蓄積を行う。
- ・本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因の把握のための調査・研究を進める。

#### (2) 生育地における生育環境の維持・改善

- ・本県内の生育地はいずれも山裾斜面であり、草刈り等の人為的影響によって持続してきた個体群である。近年生育地における人為的干渉が滞っており個体群の衰退が懸念されている。このような減少要因及び生態学的特性を踏まえ、人為的干渉の継続も含め、本種の生育環境の維持改善の効果的な対応策を検討する。
- ・生育地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際し、生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

#### (3) 人工繁殖及び個体の再導入

- ・現状としてはまとまった個体群ごとに現地での保全に努めることとするが、これ以上の個体数の減少は種の遺伝的多様性の低下や存続の危機にさらされかねない。必要に応じて人工繁殖技術の確立や種子保存に取り組み、個体数の増加や再導入についての手法について検討を行う。
- ・必要に応じて、適切な方法で人工繁殖された個体等の再導入による個体数の増加及び、自然環境下での維持増殖を図る。

#### (4) 生育地における採取等の防止

- ・本種は生育地が極めて限定的であり、個体数も少ないため、採取されると再生・増殖がより困難となる。よって、採取や生育地への不用意な立入等、個体群の持続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地（保護推進区）における指定希少野生動植物保護巡視員による監視等を行う。

#### (5) 普及啓発の推進

- ・本種は低茎の草本であり、生育地が背の高い植物に覆われると日照不足に陥り生育できなくなる。このことに対する保護の必要性、保護のための取り組みの実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける。

- ・他地域からの同属種や同種の個体の無計画な持ち込み等による遺伝的攪乱の防止に努める。
- ・背の高い競合種の生育を抑制するための生育地の草刈り等、地域の自主的な保護活動の展開が継続して図られるように努める。

#### 4 保護の推進に関する重要事項

##### (1) 生育地の維持管理

- ・生育地で実施されている維持管理（草刈り、刈草の除去等）が当面継続されるように努める。

##### (2) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・本種の生育地は個人の所有地であるが、所有者が遠隔地に在住の場合もあり、採取等により本種の生育が脅かされないよう、本種の生育地の持続的な管理を行える地元保護団体の育成、専門的立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動物保護専門員、生育地を巡回して採取・乱獲を防止する指定希少野生動物保護巡視員、地域住民との連携を図る。